

令和5年第1回片品村議会定例会会議録第1号

議事日程 第1号

令和5年3月2日（木曜日）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第 1号 片品村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2号 片品村情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 3号 片品村保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 4号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 5号 片品村子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 6号 片品村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 7号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 8号 寄居山温泉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第 9号 片品村宮武尊牧場観光施設利用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 片品村老人憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程第15 議案第11号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第16 議案第12号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第17 議案第13号 片品村地域防災計画の策定について
- 日程第18 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第19 同意第 1号 片品村農業委員会委員の選任について
- 日程第20 同意第 2号 片品村教育委員会教育長の任命について
- 日程第21 同意第 3号 片品村教育委員会委員の任命について
- 日程第22 議案第14号 令和4年度片品村一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第23 議案第15号 令和4年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第24 議案第16号 令和4年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

		について
日程第25	議案第17号	令和4年度片品村介護保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第26	議案第18号	令和4年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第3号）について
日程第27	議案第19号	令和4年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
日程第28	議案第20号	令和5年度片品村一般会計予算について
日程第29	議案第21号	令和5年度片品村国民健康保険特別会計予算について
日程第30	議案第22号	令和5年度片品村簡易水道事業特別会計予算について
日程第31	議案第23号	令和5年度片品村介護保険特別会計予算について
日程第32	議案第24号	令和5年度片品村下水道事業等特別会計予算について
日程第33	議案第25号	令和5年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について

本日の会議に付した事件

日程第1	議案第1号	会議録署名議員の指名
日程第2	議案第2号	会期の決定
日程第3	議案第3号	諸般の報告
日程第4	議案第4号	一般質問
日程第5	議案第1号	片品村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
日程第6	議案第2号	片品村情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について
日程第7	議案第3号	片品村保育所条例の一部を改正する条例について
日程第8	議案第4号	片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
日程第9	議案第5号	片品村子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第6号	片品村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第11	議案第7号	片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
日程第12	議案第8号	寄居山温泉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第13	議案第9号	片品村宮武尊牧場観光施設利用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第10号	片品村老人憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

- 日程第15 議案第11号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第16 議案第12号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第17 議案第13号 片品村地域防災計画の策定について
- 日程第18 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第19 同意第1号 片品村農業委員会委員の選任について
- 日程第20 同意第2号 片品村教育委員会教育長の任命について
- 日程第21 同意第3号 片品村教育委員会委員の任命について
- 日程第22 議案第14号 令和4年度片品村一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第23 議案第15号 令和4年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第24 議案第16号 令和4年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第25 議案第17号 令和4年度片品村介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第26 議案第18号 令和4年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第27 議案第19号 令和4年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第28 議案第20号 令和5年度片品村一般会計予算について
- 日程第29 議案第21号 令和5年度片品村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第30 議案第22号 令和5年度片品村簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第31 議案第23号 令和5年度片品村介護保険特別会計予算について
- 日程第32 議案第24号 令和5年度片品村下水道事業等特別会計予算について
- 日程第33 議案第25号 令和5年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について

会議録1号用紙

片品村議会会議録			第 1 日
令和 5 年 3 月 2 日			
出席議員 1 2 名	欠席議員 名	欠員 名	
第 1 番	萩原和典	(出席)	
第 2 番	狩野孝夫	(出席)	
第 3 番	鹿野一郎	(出席)	
第 4 番	千明道太	(出席)	
第 5 番	北澤佳子	(出席)	
第 6 番	星野吉弥	(出席)	
第 7 番	千明勉	(出席)	
第 8 番	後藤眞平	(出席)	
第 9 番	萩原正信	(出席)	
第 1 0 番	高山悦夫	(出席)	
第 1 1 番	星野栄二	(出席)	
第 1 2 番	飯塚美明	(出席)	

説明のために出席した者の職氏名

村	長	梅	澤	志	洋				
副	村	長	金	子	賢	司			
教	育	長	萩	原	明	富			
総	務	課	長	倉	田	秀	和		
住	民	課	長	星	野	孝	行		
保	健	福	祉	課	長	川	田	貴	広
農	林	建	設	課	長	中	村	学	
むらづくり	観	光	課	長	狩	野	久	良	
教育委員会	事務	局	長	梅	澤	康	明		
給食センター	所	長	三	浦	さ	く	子		
会	計	管	理	者	戸	丸	徳	子	

事務局職員出席者

事	務	局	長	大	竹	篤	保
係	長	小	林	由	里		

議長（千明道太君） ただいまから、令和5年第1回片品村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

午前10時10分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（千明道太君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番 北澤佳子君及び6番
星野吉弥君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（千明道太君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から3月10日までの9日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から3月10日までの9日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（千明道太君） 日程第3、諸般の報告を行います。
委員派遣の件を報告します。
お手元に配付してあります委員派遣報告書のとおり報告します。

日程第4 一般質問

議長（千明道太君） 日程第4、一般質問を行います。
通告に基づき、発言を許可します。
10番 高山悦夫君。

10番（高山悦夫君） 10番。

議長（千明道太君） 10番。

(10番 高山悦夫君登壇)

10番(高山悦夫君) おはようございます。高山悦夫でございます。

4年間の議員活動任期最後の定例会におきまして、一般質問の機会を与えていただき、誠にありがとうございます。

まず、2月6日に発生したトルコ・シリアの大地震におきまして、犠牲となられました方々には謹んでご冥福をお祈り申し上げます。また、被災されました多くの皆様には心からお見舞いを申し上げます。

今、世間では1年が過ぎても終わりの見えないロシア、ウクライナ軍事侵攻、その影響によるアメリカ、中国の関係悪化、世界が分裂するような危機感、未来への希望を失いそのような日々を迎えております。これ以上戦争による犠牲者、被災者を出さないように一日も早い終戦の日と世界平和を迎えられることを心からお祈り申し上げます。

本日は、かねてから計画されておりました花咲の牛の平地区基盤整備事業について、有害鳥獣被害の対策について、住民参加型の村づくりについての3件について、村長へ質問させていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

(10番 高山悦夫君 質問席に着席)

議長(千明道太君) 村長 梅澤志洋君、答弁席へ願います。

(村長 梅澤志洋君 答弁席に着席)

10番(高山悦夫君) 議長。

議長(千明道太君) 10番。

10番(高山悦夫君) 10番。

それでは、質問をさせていただきます。

まず、牛の平地区基盤整備事業について伺います。

この事業は、牛の平地区の広大な面積で、田んぼや畑が耕作放棄地状態であった農地を基盤整備により高原野菜の生産団地として、地元の生産者はもちろん、片品村の農業関係者が期待する大事業であります。

この事業について、事業計画や工事の進捗状況、全体の何%ぐらいかをお聞きしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(千明道太君) 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

ただいまの高山悦夫議員のご質問につきましてお答えをいたします。

牛の平地区基盤整備の進捗状況のご質問でございますが、基盤整備の全体計画は20.2ヘクタールでございます。そのうちで耕作可能な畑地面積は13.2ヘクタールでございます。現時点での基盤整備完了面積は、北側の1工区の5.8ヘクタールで、全体の28%の進捗状況でございます。

以上です。

10番（高山悦夫君） 議長。

議長（千明道太君） 10番。

10番（高山悦夫君） 10番。

ありがとうございました。

次に、水の関係について伺いたいと思います。

作物の栽培、生産において最も大事なものは水かと思いますが、水の関係について伺いたいと思います。以前から心配されていた水利や水量、貯水槽、排水工事、導水工事などの水の工事関係についてはどうなっておりますか。よろしく申し上げます。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

導水など水に関する工事関係についてですが、区画整理を含めた基盤整備全体計画では、幹線排水路120メートル及び地区外排水路80メートルが完了しており、全体計画の35%の進捗率でございます。現在は、南側の2工区10.1ヘクタールを施工中であり、令和5年度中に完了予定でございます。

次に、導水工事の時期についてのご質問ですが、令和5年度に南保育所付近に260トンの貯水槽を設置し、貯水槽から県道までの間の導水管敷設工事が完了する予定でございます。

なお、工事時期につきましては、群馬県の予算に応じて延伸予定となっております。

全体の工事完了予定は令和7年度となっておりますので、村といたしましても工事が順調に進むよう協力してまいりますので、議員各位のご理解、ご協力をお願いいたします。

以上です。

10番（高山悦夫君） 議長。

議長（千明道太君） 10番。

10番（高山悦夫君） 10番。

大変ご丁寧な説明、ありがとうございました。

なお、導水工事予定地には農道も絡んでいると思いますが、農道を傷めないような配慮や工事時期につきましても、十分考慮して順調な工事をしていただくようお願いいたします。

次に、有害鳥獣の件についてお伺いいたします。

人口減少や高齢化社会の中、農家は有害鳥獣の被害に悩まされております。昔はいなかったニホンジカやイノシシによる被害、またカラスの被害も多発しており、深刻な問題となっております。

有害鳥獣による作物の被害状況や被害額などについて、分かりましたら教えていただきたいと思っております。お願いします。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

有害鳥獣による農作物の被害状況についてのご質問でございますが、令和3年度においては被害額約422万円、被害面積約4.34ヘクタールとなっております。

また、令和2年度の被害額は約513万円、面積約7.7ヘクタールとなっており、減少の要因として考えられるのが、CSF豚熱におけるイノシシの捕獲強化による頭数の減少、それに伴い被害の減少が見られます。

また、令和4年度の被害状況につきましては、現在、取りまとめ中ではありますが、農家や猟友会員の方からの話では、令和3年度の被害と同等程度となるとのことです。

被害内容としましては、電気柵設置等の対策による効果として、イノシシ及びニホンジカの被害は減少しておりますが、ニホンザル及びツキノワグマによる被害報告が増加している状況でございます。

以上です。

10番（高山悦夫君） 議長。

議長（千明道太君） 10番。

10番（高山悦夫君） 10番。

ありがとうございました。

有害鳥獣被害対策として、熊や猿には電気柵の設置は効果がない、効果が薄い。イノシシや鹿には効果ありとのことでしたが、ニホンザルやツキノワグマによる被害は、増加傾向にあるとのことで、昨年は猿によるトウモロコシやカボチャの被害が増加しておりますので、猿の捕獲に適したおり、猿の捕獲専用の大型の檻の増設、また設置をぜひお願いしたいと思います。

次に、農民や農家の方へ有害鳥獣対策の取組の協力依頼について考えをお聞きしたいと思いますが、私は農民や農家の方へ狩猟免許取得のための費用を負担し、狩猟免許取得者の増員を図り、猟友会員と農家の方、合同による有害鳥獣対策の取組をお願いしたいと思いますが、村長の考えはどうか。

また、最近よく猟友会の人から聞く話ですが、高齢化で会員が減り、山歩きのできる人も少なくなって困っているとのことでございます。有害鳥獣や被害が増えているのに、会員の減少や高齢化は大変な問題だと思います。村長は有害鳥獣被害や高齢化による猟友会員減少についてどう思いますか。また、その他、対策がありましたら教えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

初めに、農家の方への狩猟免許取得をお願いし、補助を出して捕獲隊員として協力願えないかとのご質問でございますが、利根沼田管内の一部地域では、狩猟免許の取得及び猟銃の購入等への補助金交付を始めている状況も見受けられます。

村としましては、猟友会からの意見等を参考にさせていただきながら検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、その他行政としてどのような対策が考えられるかとのご質問でございますが、近年、捕獲従事者の減少及び高齢化が全国的な問題となっており、本村においても例外ではございません。

対策としましては、ICT機器やGISを活用した有害鳥獣捕獲や被害対策が行われており、本村でも国からの交付金事業を活用し、捕獲従事者の負担軽減を進めていきたいと考えております。

また、有害鳥獣の追い払い巡視については、現在、猟友会員へ委託させていただき対応しておりますが、各集落や地区が一体となり追い払い等を行っていく必要もあるかと考えます。

関係者と意見交換等を行いながら、被害防止対策の徹底を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご指導をお願いいたしまして、高山議員の質問に対する答弁とさせ

ていただきます。

10番（高山悦夫君） 議長。

議長（千明道太君） 10番。

10番（高山悦夫君） 10番。

有害鳥獣対策につき積極的なご答弁をいただき、ありがとうございました。

昨今は、後期高齢者への電気柵の優先貸出しの件につき防災無線の放送がありましたが、ありがとうございました。この問題は農家の方にとり、特に高齢者には切実な問題でありますので、今後とも対策の強化をお願いいたします。

次に、住民参加型の村づくりについて伺いたいと思います。

人口減少や高齢化社会、長引く新型コロナウイルスやロシア、ウクライナ侵攻などの影響による物価の高騰、観光客の減少などで観光関係はもちろん、農業や商業まで元気をなくし、空き家や耕作放棄地も目立っております。

平成の前半に住民参加型の村づくり運動、花の谷構想という花いっぱい運動が繰り広げられました。時代の先取的運動は瞬く間に広がり、観光客や県内外からの視察団も訪れてくれるようになりました。

住民参加型の村づくりは地区にも広がり、花咲地区では観光スポットづくり、武尊レンゲツツジ群落の除草管理、花咲鯉のぼり祭り、天王桜整備事業、その他観光資源の発掘や案内看板の設置、祭りやイベントなどの発想、伝統文化の伝承などの活動を自主的に行うようになりました。

このようなことから、村長に住民参加型の村づくりで若者をはじめ、お客様がたくさん訪れてくれるような村づくりを再現してほしいと思いますが、村長の考えはいかがでしょうか。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

ただいまの高山悦夫議員の質問についてお答えをいたします。

片品村では、平成8年3月に策定した第2次片品村総合計画のローガンを「遙かなる花の谷 微笑みの住む郷に」としています。その計画の戦略の一つに「花の谷プロジェクト」を位置づけ、3つの花の谷事業として、尾瀬を有する村にふさわしい自然景観の保全と創造を進めることとし、平成9年には、片品村花の谷景観計画の作成と片品村花の谷景観条例を制定いたしました。同時に花いっぱい運動を推進し、美しい景観づくりに取り組

んでまいりました。

事業開始当初は、役場から花の苗などを配布して各地区や団体などにお願ひし、道路沿いの花壇づくりなどにご協力をいただき、成果を上げることができました。その後は、花の谷づくりとして定着させるため、地区や団体に独自の取組として実施していただくよう進めてまいりましたが、人手不足などにより、その後の取組が少なくなっているのが現状となります。

議員提案の住民が参加した村づくりの事業によって、若者をはじめとする多くの方に来ていただけるような取組についてですが、花いっぱい運動などの景観整備は訪れる方はもちろんのこと、村民にとっても住みやすい村づくりを進める上では、非常に重要なことだと思います。取組を継続するためには、行政と地域や団体が一体となり進めることが必要だと思いますので、今まで取り組んだことの課題等を整理し、関係者と協議していきたいと考えております。

また、新たな取組としては、近年、参加型や体験型の観光ツアーも増えています。片品村は、脱炭素化の推進を行うために、ゼロカーボンシティ宣言や尾瀬国立公園においてゼロカーボンパークの登録を行っていますので、例えば、村内の観光もしながら、脱炭素化につながる取組として、村内の森林の間伐や枝打ち作業の体験、さらには国立公園内の外来植物の除去作業を村民と一緒にやっていただくなど、参加するだけでCO₂削減に貢献できるというような企画や、村内の各地域で行っている祭りや催物をブラッシュアップさせて、村外から訪れた方にも参加していただき、さらに準備から終了まで関わっていただくことで、村民と触れ合いながら、楽しさと達成感を体感できる仕組みづくりなどができれば、片品村に親しみを持っていただくことができ、新たな関係人口の創出や移住のきっかけにもつなげることができると思います。

住民も参加し、さらにお客様にも来ていただけるようにするには、ほかと同じようなものではなく、いかに片品村ならではの魅力あるものにできるかということが重要だと思います。

今後は、観光だけでなく、農業や林業、村の歴史、文化などを含めた住民参加型の村づくりを推進し、観光地として片品村全体の活気が出るような仕掛けや体制づくりを村民の意見も参考にしながら検討していきたいと思っておりますので、議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます、答弁いたします。

10番（高山悦夫君） 議長。

議長（千明道太君） 10番。

10番（高山悦夫君） 10番。

ありがとうございました。

村長にはたくさんの質問にご答弁いただき、ありがとうございました。

今、世の中は人口減少や高齢化社会、終わりの見えない戦争などで大変な時代を迎えておりますが、どうか村長もご自愛いただきまして、若者からお年寄りまで村民が安心して暮らせる村づくりのためにご尽力くださいますようお願い申し上げ、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（千明道太君） 以上で一般質問を終わります。

日程第5 議案第1号 片品村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

議長（千明道太君） 日程第5、議案第1号 片品村議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第1号 片品村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

昨年の12月定例議会でお願いをした片品村個人情報の保護に関する法律施行条例の提案の際にも申し上げましたように、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から地方自治体にも適用されることとなりますが、議会が保有する個人情報は、改正後の個人情報の保護に関する法律の共通ルールの適用から除外されております。

一方、条例等により共通ルールに沿った自律的な措置を講じることで、これまでと同様に、議会における個人情報を保護することが望まれるとされております。

したがって、法改正後も議会が保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにし、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利、利益を保護するために、新たな条例の制定をお願いするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第1号 片品村議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 片品村議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 片品村情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について

議長（千明道太君） 日程第6、議案第2号 片品村情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第2号 片品村情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

地方公共団体の個人情報保護制度は、改正後の個人情報保護法に規定する全国的な共通ルールを基に運用することとなりましたが、片品村情報公開・個人情報保護審査会における審査請求等の審議を引き続き行うため、同審査会の設置や運用について、前回の議会で

この条例が制定されました。

今回の改正は、議会において片品村議会の個人情報の保護に関する条例が新たに制定されることに伴い、開示決定等に対する審査請求があったときに、議長が村の設置する審査会に諮問することとする規定を設けているため、議長からの審査請求に関する諮問及び議会個人情報保護条例に関する制度諮問に応ずるために必要な規定を追加するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第2号 片品村情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 片品村情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 片品村保育所条例の一部を改正する条例について

議長（千明道太君） 日程第7、議案第3号 片品村保育所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第3号 片品村保育所条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、令和5年3月31日をもって片品南保育所を閉園とするため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正の内容は、第1条の片品南保育所に関する部分を削除するものでございます。

なお、附則につきましては、この条例の施行期日を令和5年4月1日に定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第3号 片品村保育所条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 片品村保育所条例の一部を改正する条例については、原案の

とおり可決されました。

日程第8 議案第4号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（千明道太君） 日程第8、議案第4号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第4号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、福祉医療費の支給対象者を拡大するため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正の内容は、第3条第1項の支給対象者に、15歳に達する日以後、最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者を追加し、第4条第3項に、ただし書を追加等するものです。

なお、附則につきましては、この条例の施行期日を令和5年4月1日に定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第4号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号 片品村子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について

議長（千明道太君） 日程第9、議案第5号 片品村子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第5号 片品村子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、子ども・子育て支援法の改正により、条ずれが起こるため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、第1条中、子ども・子育て支援法「第77条第1項」を「第72条第1項」に改めるものでございます。

なお、附則につきましては、この条例の施行期日を令和5年4月1日に定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(千明道太君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(千明道太君) これで討論を終わります。

これから、議案第5号 片品村子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 片品村子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第6号 片品村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長(千明道太君) 日程第10、議案第6号 片品村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(千明道太君) 村長。

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第6号 片品村国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、出産にかかる費用が年々増加しているため、出産育児一時金として支給する額を40万8,000円から48万8,000円に改めるものでございます。

なお、附則につきましては、この条例の施行期日を令和5年4月1日に定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第6号 片品村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 片品村国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第7号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

議長（千明道太君） 日程第11、議案第7号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第7号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、県の要綱改正に伴い、利用者の返済負担軽減のための対策として融資の借換制度を引き続き1年間利用できるように、条例の一部改正をお願いするものでございます。

なお、附則につきましては、この条例の施行期日を令和5年4月1日に定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第7号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第8号 寄居山温泉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議長（千明道太君） 日程第12、議案第8号 寄居山温泉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第8号 寄居山温泉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、近年の電気料金及び燃料代金の高騰により、令和4年度の時点で最終的な経費が大幅に増加する見込みとなっており、さらに電気料金の値上げが予定されていることも鑑みて、今後の運営について検討し、総合的に判断した結果、入浴料金の値上げをせざるを得ないため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

なお、附則につきましては、この条例の施行期日を令和5年4月1日に定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第8号 寄居山温泉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 寄居山温泉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第9号 片品村営武尊牧場観光施設利用料徴収条例の一部を改正する条例について

議長（千明道太君） 日程第13、議案第9号 片品村営武尊牧場観光施設利用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第9号 片品村営武尊牧場観光施設利用料徴収条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、グランピング事業新規開始に伴う料金設定のため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、周辺のグランピング施設の実相場を勘案して上限を設定いたしました。つきましては、ログハウス料金を1棟当たりから1名当たりに変更、キャンセル料の設定、駐車場料金の改定を行うものでございます。

なお、附則につきましては、この条例の施行期日を公布の日からに定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第9号 片品村宮武尊牧場観光施設利用料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 片品村宮武尊牧場観光施設利用料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第10号 片品村老人憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例 について

議長（千明道太君） 日程第14、議案第10号 片品村老人憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第10号 片品村老人憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の廃止は、昭和51年に定めた片品村老人憩の家設置及び管理に関する条例の廃止をお願いするものでございます。

片品村老人憩の家につきましては、永年にわたり第4区に指定管理をお願いしておりましたが、令和3年4月に、指定管理者である第4区長から協定解除の申出があり、庁内で協議を重ねた結果、施設の老朽化もあり、令和4年度に施設の取壊しを行うこととし、昨年12月に解体工事が完了したため、条例の廃止を行うものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第10号 片品村老人憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 片品村老人憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第11号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

議長（千明道太君） 日程第15、議案第11号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更

に関する協議についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第11号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案の説明を申し上げます。

群馬県市町村総合事務組合の組織団体である「桐生地域医療組合」の名称が、令和5年4月1日から「桐生地域医療企業団」に変更されるため及び吾妻環境施設組合が新たに組織団体となり、非常勤職員等、公務上の災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償事務について、令和5年4月1日から共同処理を行うための規約変更でございます。

以上について、群馬県市町村総合事務組合から地方自治法第286条第1項の規定により協議がありましたので、同法第290条の規定により議決をお願いするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第11号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第12号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

議長(千明道太君) 日程第16、議案第12号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(千明道太君) 村長。

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第12号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、提案の説明を申し上げます。

群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体に、令和5年4月1日から桐生地域医療企業団及び富岡地域医療企業団が加入するための規約変更でございます。

以上について、群馬県市町村公平委員会から地方自治法第252条の7第2項の規定により協議がありましたので、同法第252条の2の2第3項の規定により、議決をお願いするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(千明道太君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(千明道太君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(千明道太君) これで討論を終わります。

これから、議案第12号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第13号 片品村地域防災計画の策定について

議長(千明道太君) 日程第17、議案第13号 片品村地域防災計画の策定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(千明道太君) 村長。

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第13号 片品村地域防災計画の策定について、提案の説明を申し上げます。

片品村議会の議決すべき事件を定める条例により、片品村の地域に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な災害に対処できるよう、片品村地域防災計画を策定したので、議決をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長(千明道太君) なお、詳細な説明を求めます。

総務課長、倉田秀和君。

総務課長（倉田秀和君） はい、総務課長。
（詳細説明）

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。
これから、議案第13号 片品村地域防災計画の策定についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第13号 片品村地域防災計画の策定については、原案のとおり可決
されました。

日程第18 報告第1号 専決処分の報告について

議長（千明道太君） 日程第18、報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。
本件について、提出者の説明を求めます。
村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

報告第1号 専決処分の報告について説明を申し上げます。

本報告については、令和4年3月24日に契約締結をしました北部浄化センターし尿・浄化槽汚泥等投入設備工事の工事変更請負契約の締結についてでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） なお、詳細な説明を求めます。

農林建設課長、中村学君。

農林建設課長（中村 学君） はい、農林建設課長。

（詳細説明）

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第19 同意第1号 片品村農業委員会委員の選任について

議長（千明道太君） 日程第19、同意第1号 片品村農業委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

同意第1号 片品村農業委員会委員の選任について、提案の説明を申し上げます。

現片品村農業委員の任期が令和5年5月16日に満了となるため、団体からのご推薦をいただいております井上猶美氏、星野成雄氏、星野政之氏、須藤重男氏、笠原夏貴氏、梅

澤晃氏、萩原浩氏、原澤俊男氏を片品村農業委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

いずれの方も農業に識見があり、それぞれの地域のリーダーとして活躍されており、農業委員として適任と考えますので、ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、同意第1号 片品村農業委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号 片品村農業委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第20 同意第2号 片品村教育委員会教育長の任命について

議長（千明道太君） 日程第20、同意第2号 片品村教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

同意第2号については、本人が議場におられますので、萩原明富さんの退場を願います。

（萩原明富君 退場）

議長（千明道太君） 本案について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

同意第2号 片品村教育委員会教育長の任命について、提案の説明を申し上げます。

令和5年3月31日で任期満了となる教育長に、引き続き萩原明富氏を任命したいというものでございます。

萩原明富氏は、令和2年4月に就任以来、新型コロナウイルスに日本中が影響を受ける中、学校と緊密に連携し、児童生徒への影響を最小限に防ぎつつ、教育行政をリードするなど、人格並びに教育に関する識見とも適任者であると考えますので、ご審議の上、ご同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、同意第2号 片品村教育委員会教育長の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号 片品村教育委員会教育長の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

萩原明富さん、入場をお願いします。

(萩原明富君 入場)

日程第21 同意第3号 片品村教育委員会委員の任命について

議長（千明道太君） 日程第21、同意第3号 片品村教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

同意第3号 片品村教育委員会委員の任命について、提案の説明を申し上げます。

片品村教育委員会委員、星野圭子氏の任期が令和5年3月31日に満了となるため、その後任に永井清香氏をお願いするものでございます。

永井清香氏は、人格並びに教育に関する識見とも適任者であると思っておりますので、ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、同意第3号 片品村教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号 片品村教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

-
- 日程第22 議案第14号 令和4年度片品村一般会計補正予算(第7号)について
日程第23 議案第15号 令和4年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
について
日程第24 議案第16号 令和4年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
について
日程第25 議案第17号 令和4年度片品村介護保険特別会計補正予算(第2号)につ
いて
日程第26 議案第18号 令和4年度片品村下水道事業等特別会計補正予算(第3号)
について
日程第27 議案第19号 令和4年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
について

議長(千明道太君) 日程第22、議案第14号 令和4年度片品村一般会計補正予算
(第7号)についてから日程第27、議案第19号 令和4年度片品村後期高齢者医療特
別会計補正予算(第2号)についてまでの以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(千明道太君) 村長。

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第14号 令和4年度片品村一般会計補正予算(第7号)について、提案の説明を
申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,484万3,000円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億2,712万円にお願いするものでござい
ます。

歳入の主なものにつきましては、村税、地方交付税、国庫支出金、諸収入、村債の増額、
県支出金及び繰入金の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費、土木費、消防費の増額、民生費、農林水産業費、商工費及び教育費の減額であります。

主な補正の内容は、汚泥運搬業者に対する補償金、細工屋橋修繕に伴う技術支援及び耐震・耐荷補修工事、武尊牧場キャンプ場わくわく体験棟改装工事費の増額、ふるさと納税寄附金の実績を見込んで、尾瀬の郷づくり基金への積立金の増額、地方交付税の交付額確定を受けて、財政調整基金への積立金の増額、その他各種事業の完了とそれに伴う補助金の額の確定による調整等であります。

繰越明許費につきましては、令和4年度県単林道改良事業、林道仁加又線調査設計業務委託、武尊牧場キャンプ場わくわく体験棟改装工事に伴う設計監理業務委託及び工事請負費、細工屋橋橋梁耐震・耐荷補修工事に伴う設計書作成業務委託及び工事請負費でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第15号 令和4年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,131万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,552万3,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税、県支出金の減額及び繰入金が増額であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費及び保健事業費の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第16号 令和4年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ873万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,574万9,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、使用料及び村債等の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費及び施設費の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第17号 令和4年度片品村介護保険特別会計正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,060万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,530万9,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、繰入金が増額であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願
い申し上げます。

議案第18号 令和4年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第3号）について、
提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額
を歳入歳出それぞれ4億5,695万4,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、使用料の増額及び村債の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、建設費の増額及び施設費の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願
い申し上げます。

議案第19号 令和4年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、
提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ155万3,000円を減額し、歳入
歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,523万円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、繰入金の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願
い申し上げます。

議長（千明道太君） 議案第14号から議案第19号までの質疑以降については、後日の
本会議において審議します。

-
- 日程第28 議案第20号 令和5年度片品村一般会計予算について
日程第29 議案第21号 令和5年度片品村国民健康保険特別会計予算について
日程第30 議案第22号 令和5年度片品村簡易水道事業特別会計予算について
日程第31 議案第23号 令和5年度片品村介護保険特別会計予算について
日程第32 議案第24号 令和5年度片品村下水道事業等特別会計予算について
日程第33 議案第25号 令和5年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について

議長（千明道太君） 日程第28、議案第20号 令和5年度片品村一般会計予算につい
てから日程第33、議案第25号 令和5年度片品村後期高齢者医療特別会計予算につい
てまでの以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第20号 令和5年度片品村一般会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億6,700万円にお願いするものでございます。前年度の当初予算と比較すると4億300万円、11%の増額であります。

令和5年度の主要事業につきましては、子育て世代への手厚い支援としまして、小中学校の学校給食費の無償化及び現在、中学生までの福祉医療について高校生までの引上げを行うことで、高校生世代までの医療費の無料化を行います。

また、中学生の海外派遣事業につきましては、令和2年度から中止しておりましたが、外国の自然や文化、社会に触れてもらい、生徒たちの国際理解や国際感覚の基礎を培うため、新型コロナウイルスの感染状況を確認しながら、令和5年度についてはぜひ実施したいと考えております。

少子化対策では、先進的な官民連携事業として、結婚相談所サービスを利用した場合に補助金を支給することで、家庭を築きたい村民の支援を行います。

村民の快適で安全な生活のため、脱炭素、ゼロカーボンパークへの取組としては、役場庁舎への太陽光発電設備の設置工事を行い、個人の方が住宅用の電力として太陽光などの再生可能エネルギーを活用した場合には補助金を交付することで、一層の脱炭素社会の構築を目指します。

デジタル化への取組といたしまして、スマートフォンやカードを活用した村独自の地域通貨システムを開発することで、村にお金を落とせる仕組みを構築し、地元経済の活性化を図ります。

また、旅行de納税「おぜポン」導入事業として、来村者に気軽にふるさと納税してもらうことで、自主自立のむらづくりのための財源を図りつつ、村内で利用できるデジタルチケット返礼システムの本格的な運用を開始いたします。

昨年度から準備を進めてきた武尊牧場キャンプ場のグランピング施設整備についても、令和5年度に本体工事を行い、年度内に利用を開始いたします。

地方創生関係では、こちらも令和2年度から中止となっている「OZEかたしなアカペラファンタジーFES」を来年度は開催することで、村中心地の活性化、観光交流人口の増加及び片品村のブランド化を図ります。

また、地域おこし協力隊との連携や移住、定住に向けた取組も引き続き行ってまいります。

観光振興の面では、尾瀬ヶ原や大清水に植生保護の観点から鹿柵の設置を行い、そのほかの観光資源についても、よりよく利用していただけるよう整備を行い、コロナ後を見据えたさらなるPRに努めてまいります。

農業振興においては、次世代の農業経営に対応できるよう土地改良事業を進めるとも

に、県営事業である牛の平地区利水施設保全高度化事業を引き続き実施してまいります。

林業関係では、今年度、カーボンオフセットを目的に上尾市と締結した森林整備「あげおの森」の実施につきまして、具体的な事業を進めてまいります。

あわせて、多くの方に木に親しんでいただけるよう、村民に向けた木育推進事業等も行っていきます。

村道の維持補修や橋梁の長寿命化対策では、老朽化した細工屋橋修繕工事を継続して行うとともに、橋梁長寿命化計画に沿って、令和5年度からは桐の木橋修繕に向けた詳細設計を行い、下小川橋修繕に向けた積算、技術支援を含めた補修工事を進めてまいります。

また、令和5年度についても、各地区からの重点要望事項についても多くを実施いたします。

新型コロナウイルス感染症に始まり、ウクライナ危機、トルコ・シリアで発生した大地震など、日々目まぐるしく変化する社会情勢の中ではありますが、本村では、コロナ後の社会を見据え、今を生きる世代、これからを担う世代など各世代の方に向け、給食費無償化などのソフト面から橋梁整備などのハード面まで幅広く予算措置を行いました。

厳しい予算措置の中ではありますが、上向いてきているふるさと納税のさらなる充実を図るなど、自主財源の確保に努めるとともに、村民の声に耳を傾けながら、これからも、健全な財政運営に取り組んでまいります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第21号 令和5年度片品村国民健康保険特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,899万9,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税、県支出金及び繰入金であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費、国民健康保険事業納付金及び保健事業費であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第22号 令和5年度片品村簡易水道事業特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,210万円にお願いするものでございます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料及び繰入金であります。

歳出の主なものは、総務費、施設費、公債費であります。

主な事業は、施設等の改修及び維持管理でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第23号 令和5年度片品村介護保険特別会計予算について、提案の説明を申し上げ

げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,494万3,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、支払基金交付金、国庫支出金及び保険料であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費及び地域支援事業費であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第24号 令和5年度片品村下水道事業等特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億256万円にお願いするものでございます。

歳入の主なものは、繰入金、使用料及び手数料であります。

歳出の主なものは、総務費、公債費及び施設費であります。

主な事業は、各処理施設の維持管理及びインボイス制度対応システム改修等でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第25号 令和5年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,851万7,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料及び繰入金であります。

歳出の主なものにつきましては、後期高齢者医療広域連合納付金及び総務費であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 議案第20号から議案第25号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

議長（千明道太君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前11時24分 散会